

## 平成30年度 国民健康保険制度改革の施行について (県単位化に伴う運営方針、納付金の算定等)

### 1. 県単位化の概要

都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の中心的な役割を担う一方で、市町村は、住民に身近なきめ細かい事業を引き続き担うことが、法律に定められた。

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
<ul style="list-style-type: none"><li>●市町村ごとの納付金を決定</li><li>●必要な保険給付費を全額、市町村に交付</li><li>●標準的な計算方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</li><li>●財政基盤安定化基金の設置</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●納付金を都道府県に納付</li><li>●給付の決定、支払い</li><li>●標準保険料率を参考に保険料を決定し、賦課・徴収</li><li>●資格管理、保健事業の実施</li></ul>

### 2. 福岡県国民健康保険運営方針の概要

県と市町村が一体となって共通認識の下で国保の財政・事業運営を行うための統一的な運営方針を策定するもの。

運営方針の対象期間は6年間、3年毎に検証を行い必要な見直しを実施する。

主な方針は次のとおり

- 各市町村の現状を踏まえながら、計画的な赤字解消・削減の取組を推進する。
- 保険料の県内均一化の方向性を定める。
- 納付金制度導入による市町村の実質的な負担上昇を抑制(緩和措置の実施)する。
- 住民サービスの向上・均一化等の視点から、国保事務の標準化等を順次実施する。(保険証の更新時期、様式、葬祭費の額など)

この中で、納付金制度は、県全体の保険給付費等について、国保の財政運営に必要な費用のうち、国・県費等の公費で賄われない部分を、県内全市町村で分かち合う制度であり、算定方法の概要は次のとおり、

- 平成30年度直ちには保険料の県内均一化は行わず、市町村の医療費水準を平準化し、中長期的に均一化を目指す。
- 所得水準と医療費水準に応じて、各市町村で納付金を分担する。
- 新制度への円滑な移行を図るため、市町村の実質的な財政負担が大幅に上昇しないよう緩和措置を実施する。
  - ・制度施行当初3年間は、納付金の算定にあたり、財政負担の上昇幅は0%として負担緩和のための調整を行う。
  - ・緩和措置の内容については、新制度の運用状況を確認しながら、3年後の国保運営方針の検証時に必要な見直しを行う。

◆ 市町村別 1人あたり納付金額の仮計算結果 ◆

市町村名	H28 納付金相当額 (決算ベース)	H30 納付金相当額 (負担緩和前)	対H28 伸び率 B/A (%)	→	H30 納付金相当額 (負担緩和後)	負担緩和措置後 対H28 伸び率 C/A (%)
	A 【円】	B 【円】			C 【円】	
北九州市	126,314	127,490	100.93		126,314	100.00

◆ 県から示された平成30年度標準保険料率のイメージ ◆

		福岡県標準保険料率	市町村標準保険料率	市町村標準保険料率 (北九州算定方式)	
<b>設定条件</b>		保険料が県内均一化された場合の保険料率 国のガイドラインに基づき、所得割・均等割の2方式で算定	左欄との違いは、県内均一化されるまでの間、所得水準と医療費水準を考慮して算定	左欄との違いは、一北九州市の現状の応能・応益の割合で算定	【参考】平成29年度北九州市保険料率
<b>応能：応益</b>		44：56	44：56	47：53	47：53
<b>予定収納率</b>		都市規模に応じて各市町村毎に設定	90.39%	90.39%	92.50%
<b>医療分</b>	所得割	7.33%	7.84%	8.99%	8.20%
	均等割	41,670円	27,520円	23,605円	21,110円
	平等割		30,136円	28,802円	26,030円
<b>後期分</b>	所得割	2.47%	2.35%	2.70%	2.90%
	均等割	13,972円	8,208円	7,081円	7,440円
	平等割		8,989円	8,641円	9,170円
<b>介護分</b>	所得割	2.30%	2.41%	2.90%	2.80%
	均等割	17,173円	10,920円	9,047円	8,160円
	平等割		8,061円	7,387円	7,370円

※ 本資料の係数は、国が示した仮係数に基づき算定したものであり、本係数への更新等により、今後変動するものである。